

(別紙1) アンケート調査より

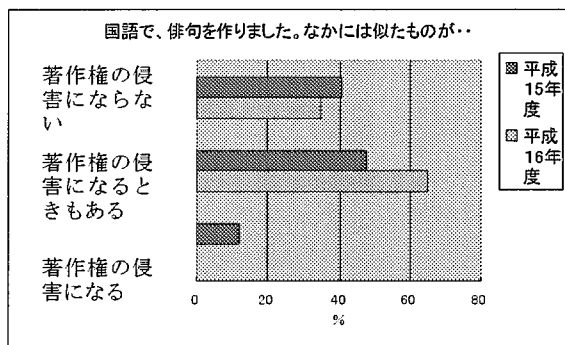


fig 1

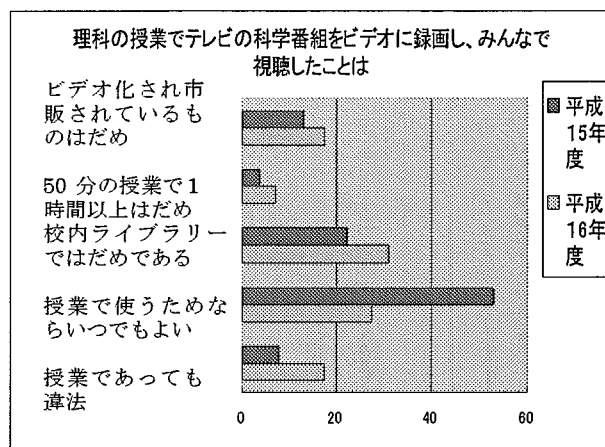


fig 2

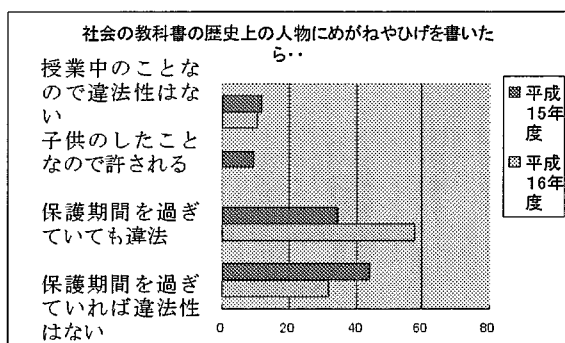


fig 3

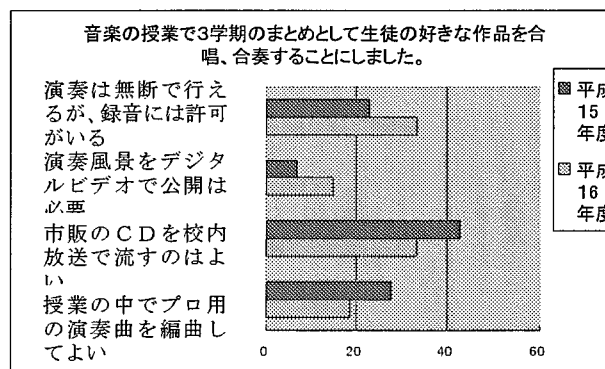


fig 4

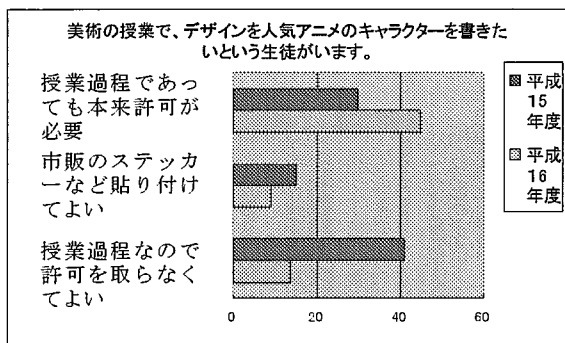


fig 5

指導していく中で感じたこと (記述) :

必要であるという認識はもつが、細かい事例について十分な知識がない。
かなり慎重に指導していく必要がある。
一つの事例を教えることで応用が利くものが少ない。
教えることと考えることの両面で考えていくとよい。

今後の改善点 (記述) :

著作権のみの学習より、使いながら指導していく方が定着が高い。
一言伝えていくだけでも、効果がある。より継続した指導になるようにしていくとよい。

調査対象 職員20名

調査日時 2月22日 (火)

<アンケートからの考察>

f i g 1より、「著作権の侵害になるときもある」が平成15年度より平成16年度の方が高い値を示した。また、「著作権の侵害にならない」の値がなくなっていることから、著作権を意識する割合が高くなり、またその理解度が高くなってきたことがうかがえる。

f i g 2より、「ビデオ化され市販されているものはだめ」「50分の授業で1時間以上はだめ」「校内ライブラリーではだめである」の3項目についていずれも昨年度より高い値を示した。このことから、各教科で実践されてきた著作権の紹介や著作権に関わる学習をしていく中で、正しい知識が身に付いていっている様子がうかがえた。

一方f i g 4・f i g 5の、「授業の中でプロ用の演奏曲を編曲してよい」や「授業過程なので許可を得なくてよい」といった項目では昨年度より低い値となり、十分に理解していないことについては、著作権の保護を意識するあまり、すべてのことに対して「してはならない」ととらえるなど、著作権の保護に過度に敏感になっている様子も見られる。

アンケート全体から、全般的に各知識については、昨年度より高い値が見られた。このことから職員の研修が成果を結び知識の向上に迎えたのではないかと考えられる。一方で、著作権の個々の事例が複雑であるためか、必要以上に意識していく姿も感じられ、今後の方向として、何を対象者（生徒・保護者）に伝えていくべきなのか、何を考えさせていくべきかを明らかにし、指導に当たる必要性を感じた。